

学会賞選考委員会規程

平成 30年6月22日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、日本コンクリート工学会賞表彰制度規則（以下、「規則」という。）第9条に規定する学会賞選考委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組 織)

第2条 委員会は、原則として正会員である委員 25 名以内とし、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学術・研究部門担当副会長
- (2) 資格付与部門担当副会長
- (3) 学術・研究部門担当理事
- (4) 第3条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長、幹事)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名並びに幹事 2 名を置く。

- 2 委員長は、学術・研究部門担当副会長が当たる。
- 3 副委員長は、資格付与部門担当副会長が当たる。
- 4 幹事は、学術・研究部門担当理事が当たる。

(任 期)

第4条 委員長、副委員長及び幹事の任期は2年とする。

- 2 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。
- 3 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職 務)

第5条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、企画調整会議の議を経て、理事会に付議する。

- (1) 募集要項に関する事
- (2) 受賞候補の選考に関する事
- (3) その他、必要な事項

(運 営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。委員会の運営並びに学会賞の審査要領については別に定める。

(理事会への上申等)

第7条 委員長は理事会に、委員会の選考経過、受賞候補の選考結果及び選考理由を上申する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成30年6月23日より施行する。